唐津市・玄海町

あんしんネットワーク ガイドブック

～北部地域生活支援拠点等事業～

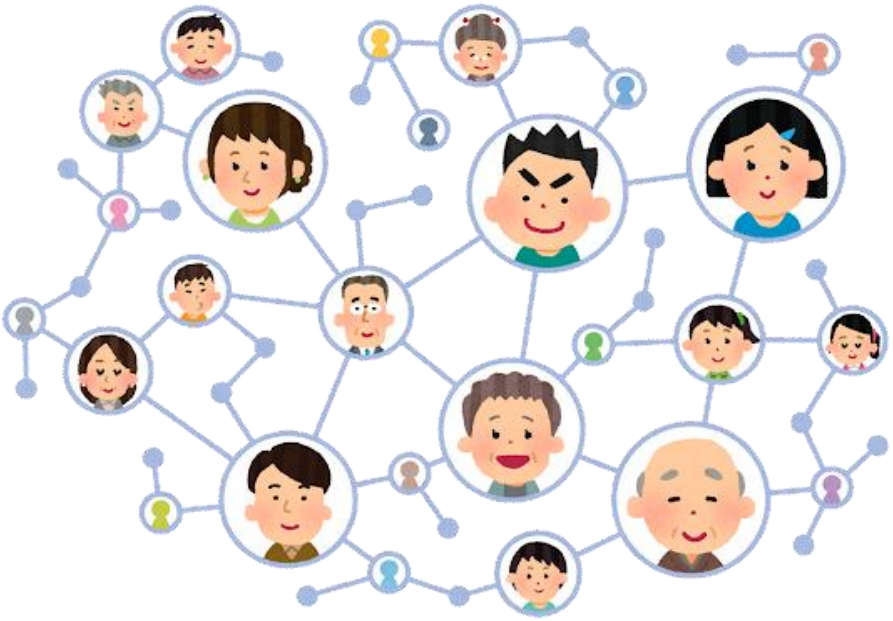

令和６年５月（改訂版）

北部地域自立支援協議会

地域生活支援拠点等部会

目次

１．　唐津市・玄海町あんしんネットワークとは・・・　２

２．　５つの機能について・・・・・・・・・・・・・・・　３～４

３．　事業所の登録について・・・・・・・・・・・・・・　５

４．　利用者の登録について・・・・・・・・・・・・・・　６～７

５．　各機能の取り組みについて・・・・・・・・・・・・　８～12

６．　支援実施後の報告について・・・・・・・・・・・・　13

７．　令和６年度報酬改定における拡充・・・・・・・・・　14～15

８．　資料集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

1. 唐津市・玄海町あんしんネットワークとは

障がい児者のニーズの多様化・高齢化および将来の様々な不安に備えるとともに、障がい児者の入所施設や病院からの地域移行を進め、安心した地域生活を送れるよう、**地域全体で支える**サービス提供体制を構築することです。

地域生活支援拠点等に求められる機能は5つあり、唐津市・玄海町では、既存の社会資源を活かしつつ、足りない機能を加えた**面的整備型**での整備を行っています。

面的整備のイメージ

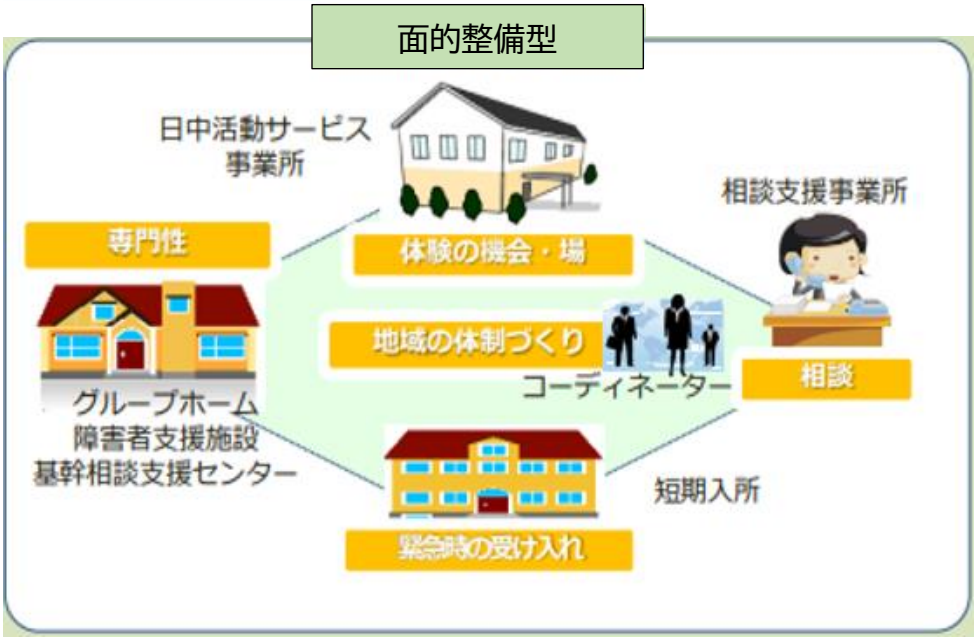

出典：厚生労働省「地域生活支援拠点等について」

2. ５つの機能について

拠点には５つの機能があります。

①相談

障がいの特性に起因して生じた緊急時の事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行います。

②緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病や障がい者の状態・環境の変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立に当たって、体験の機会・場を提供します。

④ 専門的人材の確保・育成

医療的ケアが必要な方や行動障がいがある方、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことが出来る体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行います。

⑤ 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

＜５つの機能のイメージ＞

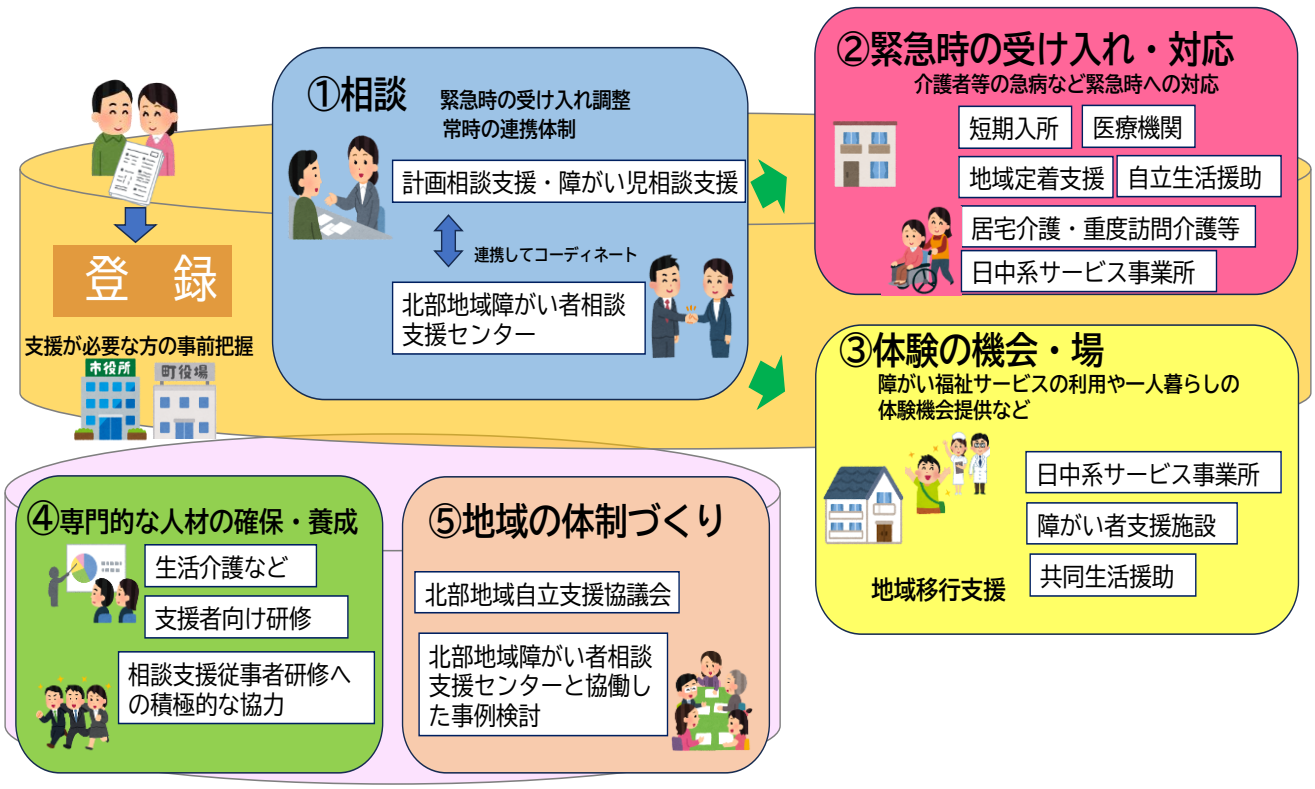

障がいのある方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域全体で支えるサービス支援体制を構築します。

〇支援が必要な方の事前把握が緊急時でも適正なサービス利用につながります。事前の相談、登録を進めます。

〇相談支援事業所や北部地域障がい者相談支援センターが連携してコーディネートを行います。

〇将来に備え、体験の機会や場を提供します。

〇地域の体制づくりや人材育成にも取り組みます。

3. 事業所の登録について

拠点の機能を担う事業所は登録が必要です。
＊加算算定にも届出が必要です。

１．運営規程の変更

拠点等の機能を担う事業所となる際に、運営規程にその旨の記載が必要です。

２．届出書の提出

事前相談の後、添付書類＊１を添えて唐津市障がい者支援課、玄海町福祉・介護課へ申請書（要綱第１号様式）を提出してください。＊１運営規程（拠点機能明記済み）

３．登録

唐津市障がい者支援課、玄海町福祉・介護課は申請書を確認後、地域生活支援拠点等事業所一覧（要綱第３号様式）に登録し、地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書（要綱第２号様式）を事業所へ送付します。併せて市・町のホームページに掲載します。

＜事業所登録の流れ＞

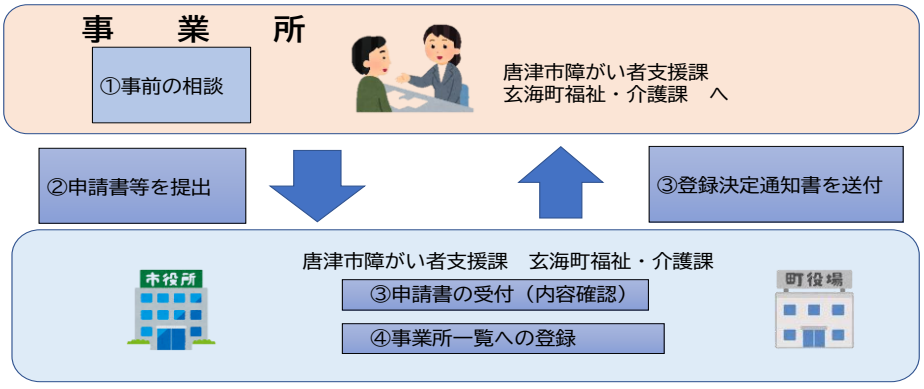

4. 利用者の登録について

緊急時や将来に不安を抱えている方は事前に相談いただき登録を行います。

1．相談

サービス利用者→相談支援事業所へ

セルフプラン及びサービス未利用者

→市・町、北部地域障がい者相談支援センターへ

2．アセスメント・スクリーニング

特定相談支援事業所、市町、北部地域障がい者相談支援センターにて情報共有。

3．訪問・面談

登録希望者の自宅等へ訪問などを行い、事業説明や登録に必要な情報の聞き取りを行います。

4．登録

地域生活支援拠点等利用登録票（資料①）により唐津市・玄海町に登録します。唐津市・玄海町は地域生活支援拠点等登録台帳に記載し管理します。

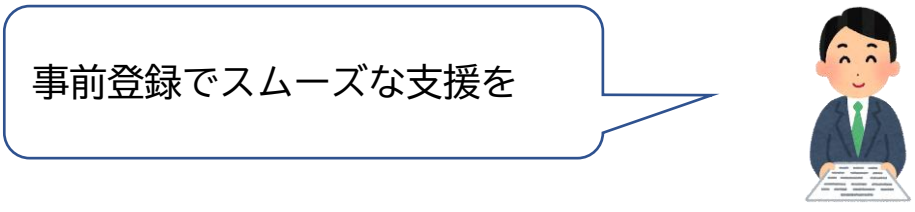

＜利用者登録の流れ＞

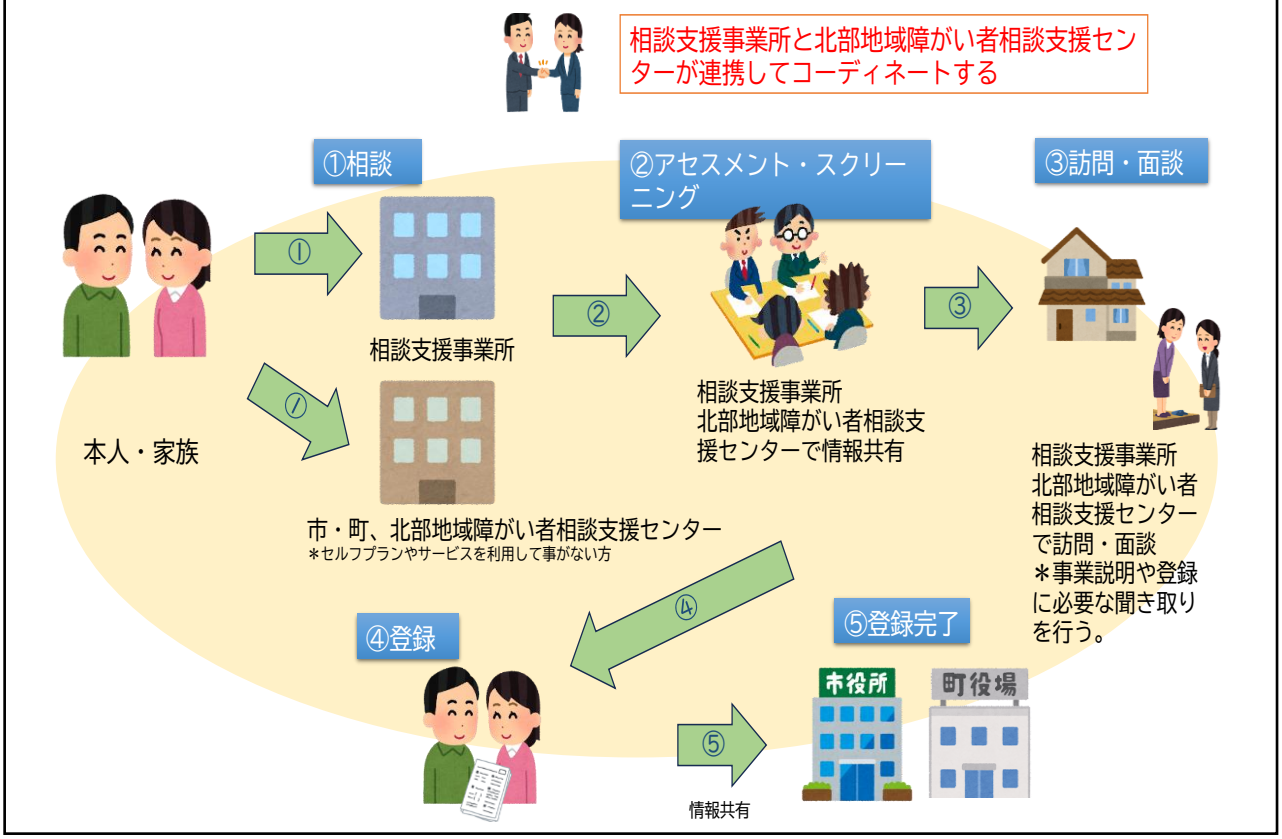

〇利用できる方は、唐津市・玄海町にお住いの障がいのある方、難病の方です。

〇登録時には、地域生活支援拠点等事業利用登録票（資料①）を作成し、その後登録者台帳に記載をして情報共有を図ります。

〇緊急時にスムーズに支援が行えるよう支援計画を検討したり、区分の取得を進めます。

5. 各種機能の取り組みについて

① 相談

機能を担う機関	市・町、相談支援事業所、 北部地域障がい者相談支援センター
目　的	緊急時や将来の不安を見据えて予防的に支援体制を整えていく。

サービス利用者

相談事業所が主に対応

サービス未利用者・セルフプラン

市・町、北部地域障がい者相談支援センターが主に対応

〇事前に緊急時に支援が見込めない世帯の状況把握を行います。
〇緊急時に備え、短期入所等の利用を提案し、ニーズに応じて調整します。
〇緊急事態が発生した際の連絡手段、連絡系統を準備しておきます。
〇将来の不安の備えとして、サービスの体験利用などを検討します。
〇相談支援事業所と北部地域障がい者相談が連携してコーディネートを行います。

◎緊急の支援が見込めない世帯の判断基準

・主たる介護者が負傷、疾病、行方不明、死亡などの状態になった場合に、他の介護者を確保することができない世帯。
・介護者がいても、障がいのある方の行動上の特性などにより、一時的に在宅での生活を継続することが困難な状態になることが見込まれる世帯。

想定される事例

介護者若しくは保護者の急病等の事態が生じた場合
虐待による緊急保護を必要とする場合
障がい者等の状態・環境に変化があった場合　　など

【相談機能にかかる加算】

地域生活支援拠点等相談強化加算：７００単位／回（月４回限度）
拠点等である相談支援事業所が、緊急に支援が必要な事態が生じた方（要支援者）又は、その家族からの要請に基づき、速やかに短期入所事業者に対して、要支援者に関する必要な情報の提供及び短期入所の利用に関する調整を行った場合に算定。
加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、①要請のあった日時、②要請の内容、③連絡調整を行った日時、④加算の算定の対象である旨を事業実施報告書＊１に記録し、５年間保存するとともに、作成次第、市・町に提出すること。
【注意事項】
調整先は短期入所に限定。緊急時の判断に迷うことがあれば、市・町に事前に相談すること。

＊１地域生活拠点等事業実施報告書（要綱第４号様式：資料③）のこと

② 緊急時の受け入れ・対応

機能を担う機関	相談支援事業所、北部地域障がい者相談支援センター、短期入所、訪問系サービス提供事業所、日中系サービス事業所
目　的	緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受け入れを行う。

サービス利用者

相談支援事業所が主に対応

サービス未利用者・セルフプラン

市・町、北部地域障がい者相談支援センターが主に対応

〇利用日数は７日を限度とする。ただし、特に必要と認められれば延長可。

〇必要に応じて相談支援事業所と北部地域障がい者相談センターが連携して支援を行います。

〇拠点利用は７日を限度としているため、相談支援事業所等は緊急受入れ後速やかに在宅復帰等に向けた支援を行います。

〇緊急時対応の流れは**緊急一時受け入れのフロー図**（資料②）参照。

◎短期入所開始時には、事業所は「地域生活支援拠点等事業短期入所申請書（要領第３号様式）」を提出します。

短期入所終了時には、事業所は「地域生活支援拠点等事業短期入所解除届（要領第６号様式）」を提出します。

③　体験の機会・場

機能を担う機関	障がい者支援施設、日中系サービス事業所、グループホーム、相談支援事業所等
目　的	病院、施設からの地域移行や親元からの自立などのニーズをもとに、障がい福祉サービスの体験の機会・場を確保し、提供する。

〇地域移行支援として障害福祉サービスの体験利用を行った場合に、加算算定可。

④　専門的人材の育成・確保

機能を担う機関	自立支援協議会、北部地域障がい者相談支援センター等
目　的	支援者の育成・スキルアップを図る。

〇自立支援協議会での研修の実施
〇支援者向け研修の受講（強度行動障害支援者養成研修、医療的ケア児等支援者養成研修等）
〇重度障害者支援加算

⑤　地域の体制づくり

機能を担う機関	相談支援事業所、北部地域障がい者相談支援センター、自立支援協議会
目　的	地域のネットワークの構築

〇支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。必要に応じて協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築を図ります。

【地域の体制づくり機能に係る加算】

地域体制強化共同支援加算：２０００単位／回（対象者一人につき月１回）

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が支援困難な計画相談支援対象障がい者等に対して、計画相談支援対象者等の同意を得て、福祉サービス等の提供する事業者のうちいずれか３者以上と会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活するうえで必要となる説明及び指導等の支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に算定。地域体制強化共同支援加算報告書・記録書を作成し５年間保存する。

＊他のサービス支援関係者が支援を行うにあたり要した費用については、加算を算定する相談支援事業所が負担することが望ましい。

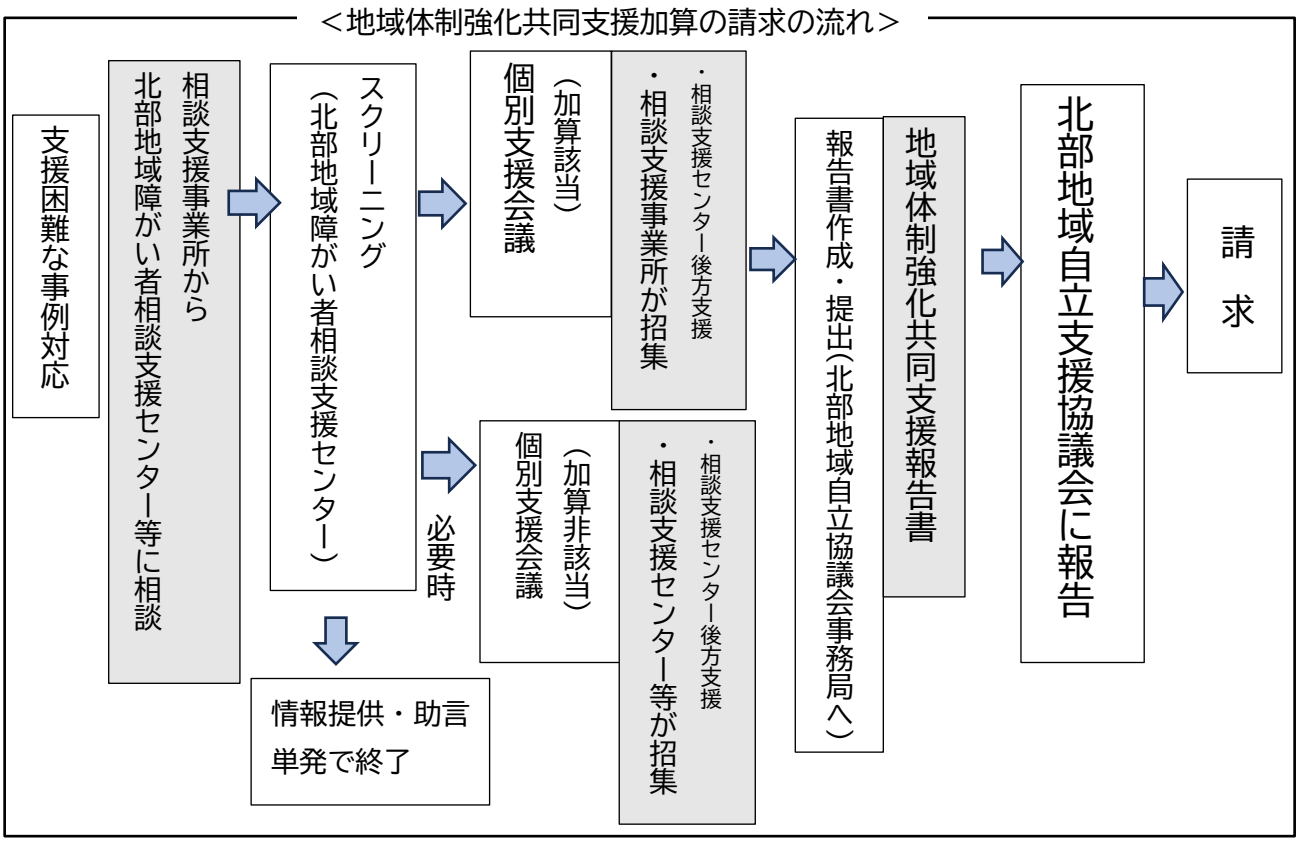

6. 支援実施後の報告について

拠点を担う事業所は、支援実施後に報告をお願いいたします。

〇支援実施後、事業所は「地域生活支援拠点事業実施報告書」（資料③）にて市・町に報告を行います。

〇地域体制強化共同支援加算については、「地域体制強化共同支援加算報告書（資料④）」「地域体制強化共同支援加算にかかる会議実施記録書（資料⑤）」を提出し、北部地域自立支援協議会へ報告します。

7. 令和６年度報酬改定による拡充

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算：５００単位／月

以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報 酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で１以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報 酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で１以上配置されている場合。

＊１ 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター１人につき、合計 100 回／月までの算定を可能とする。

＊２ 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、 個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

【新設】緊急時受入加算：１００単位／日

地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】施設入所支援地域移行促進加算（Ⅱ）：６０単位／日

地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。　（１月に３回を限度）

【新設】緊急時の重度障がい者の受入機能の充実：２００単位／日

地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事するものを配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障がい者を受け入れた場合に加算する。

【追加】

地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

＊連携担当者は事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、市町や拠点関係機関等との情報連携を担う担当者を明確化しておくことで足りる。

〇地域生活支援拠点等は令和６年４月１日から障害者総合支援法に位置付けられ、効果的な支援体制等の構築が求められています。

8. 資料集

① 地域生活支援拠点等事業利用登録票

② 緊急一時受け入れのフロー図

③ 唐津市地域生活支援拠点等事業実施報告書

④ 地域体制強化共同支援報告書

⑤ 地域体制強化共同支援にかかる会議実施記録書

⑥ 地域生活支援拠点等にかかる報酬（加算等）について

ご不明な点は下記までお問合せください。

お問い合わせ

唐津市役所　障がい者支援課

〒８４７－００１６　唐津市東城内１番３号
障がい者支援センターりんく　１階
TEL：０９５５－７２－９１５０
FAX：０９５５－７４－５６２８
E-mail:shougai-shien@city.karatsu.lg.jp

玄海町役場　福祉・介護課

〒８４７－１４２１　東松浦郡玄海町大字諸浦３４８番地
TEL：０９５５－５２－２２２０
FAX：０９５５－５２－２８１３
E-mail：fukushikaigo@town.genkai.lg.jp

北部地域障がい者相談支援センター

〒８４７－００１６　唐津市東城内１番３号
障がい者支援センターりんく　２階
TEL：０９５５－７２－９２７２
FAX：０９５５－７４－５６２８
E-mail：baton.karatsu@baton-karatsu.com

発行：北部地域障がい者相談支援センター